

○捜査等に関する証人等の喚問を受けた場合の措置について（概要）

（昭和30年7月16日神捜三発第8号）

改正 平成12年8月30日例規第32号

この通達は、警察職員が捜査等に関し、証人又は参考人として出頭の通知を受けた際の必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

○ 喚問（呼出）を受けた者の処置

○ 所属長の処置

等である。